

新潟市食育推進会議の概要

1 設置の経緯

国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、『食育』を総合的、計画的に推進するため、平成 17 年 7 月 15 日に食育基本法を制定し、食育推進基本計画を平成 18 年 3 月に策定しております。

本市においては、市民の食に対する知識と確かな情報を選択する能力を身につける『食育』を推進し、また、「食と花」の新潟市の特徴を活かした『食育』を国内外に発信してまいりたいと考え、各分野の専門家の方々からご意見をお聴きし、「新潟市食育推進条例の制定」、「新潟市食育推進計画の策定」を行うため、新潟市食育推進会議を設置しました。

2 会議の役割

市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議します。

- (1) 推進計画の作成及び実施に関すること
- (2) その他食育推進に関する重要事項

3 委員

学識経験者、関係団体の役員または職員、教育関係者、市民等から 25 人以内で構成します。

4 開催状況

平成 18 年度	年 7 回	食育推進条例 食育推進計画の検討
平成 19 年度	年 3 回	
平成 20 年度	年 3 回	計画の進行管理
平成 21 年度	年 3 回	計画の進行管理 (仮称) 食育・花育センターについての検討
平成 22 年度	年 2 回	計画の進行管理・計画の見直しに向けた検討 (仮称) 食育・花育センターについての検討
平成 23 年度	年 2 回	計画の進行管理／第 2 次計画の策定
平成 24 年度	年 2 回	計画の進行管理／アグリパークについての検討
平成 25 年度	年 2 回	計画の進行管理／教育ファームについての検討
平成 26 年度	年 2 回	計画の進行管理
平成 27 年度	年 2 回	計画の進行管理／計画の見直しに向けた検討
平成 28 年度	年 2 回	計画の進行管理／第 3 次計画の策定
平成 29 年度	年 2 回	計画の進行管理
平成 30 年度	年 1 回	計画の進行管理
令和元年度	年 1 回	計画の進行管理
令和 2 年度	年 2 回	計画の進行管理／計画の見直しに向けた検討
令和 3 年度	年 4 回	計画の進行管理／第 4 次計画の策定
令和 4 年度	年 1 回	計画の進行管理

※令和 2 年度第 3 回会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和 3 年度へ延期となった

5 設置根拠

食育基本法第 33 条第 1 項、新潟市食育推進条例第 20 条